

2022年1月



葵総合経営センターだより

謹んで

新年のお慶びを
申し上げます

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「龍虎塔 台湾高雄市」

目次

2	センター代表 税理士	杉浦 康晴 古田 益三	5	弁護士 康友会会長	長谷川 留美子 籠橋 美久
3	特定社会保険労務士 部長	杉浦 玲子 中島 和人	6	確定申告について	
4	マネージャー 行政書士	横尾 泰幸 加藤 紀男	8	ご案内	

謹賀新年

センター代表 杉浦 康晴

税理士 古田 益三

明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

今年もコロナ禍での幕開けになりました。旅行や帰省を控え、ゆっくり過ごされた方も多いことと思います。

さて、去年はコロナワクチン接種が始まり、感染者も少しずつ落ち着いてきたかなというところで「オミクロン株」が見つかり、まだまだ先が見通せない状況となりました。とはいえ、新しい年が始まりましたから明るい話題で新年を迎えたいものです。

2022年は、どのような年になるでしょうか。世界、日本という広い視点だけでなく、我々経営者にとって自社の経営について思いを巡らせる時期でもあります。コロナ禍での事業活動は、様々な取り組みをする機会ともなり、その取り組みの良い点悪い点を洗い出し、改善する機会ともなりました。

今後、日本経済においては、岸田内閣の下、本格的に経済の立て直しを進めていくこととなります。令和4年度税制改正は「住宅ローン減税延長」、賃上げに積極的な企業の税負担を軽減する「賃上げ税制」を柱に、根強く残る新型コロナウイルスの影響緩和に向けた企業や消費者の税負担の軽減措置の見直しが焦点となっています。

今年も当センタースタッフ一同、顧問先の皆様のお役に立てるよう精進してまいります。2022年が皆様にとりまして良き年になりますよう心よりお祈り申し上げます。

新年明けましておめでとうございます。本年も宜しく願い申し上げます。

去年の11月頃からコロナ禍の影響が収まる兆しが見えてきました。このコロナ禍の影響により経済は停滞し国民の生活に大きな影響がでました。一方国の財政はコロナ対策費や経済対策により国・地方の債務残高が1,166兆円に上りGDPの2.2倍に達する勢いです。

この厳しい経済情勢のなか税務の面で大きなうねりが二つきております。その一つが電子帳簿等保存制度です。これは取引情報のやりとりを電子データで行った場合には一定の要件のもと、やりとりしたデータは電子データで保存する必要があるというもので、これにはモニター、説明書を備付け税務調査の際税務職員の求めに応じてデータをダウンロードできる状態で保存する必要があります。

他の一つはインボイス制度で令和5年10月1日より導入される制度です。消費税は導入以来単一税率でしたが令和元年10月1日より消費税の軽減税率制度が実施され複数税率になりました。複数税率の下においては売手と買手の間で、その取引において課される消費税の税率がどの税率が適用されているのか明らかにして正しい消費税の計算をする必要から導入されます。

この様な税制改正にも対応し有用な情報を提供してゆきますので今年も宜しく願い致します。

特定社会保険労務士 杉浦 玲子

謹んで、新年のご挨拶を申し上げます。

コロナ禍とともに年を重ねることとなりました。このような事態は想像しておりませんでした。身近な自然の確実な季節の変化に、命を与えられていることに感謝をいたしております。

高度なIT技術の急速な進歩は、働き方の変革が求められます。コロナ禍は働き方に大きな変化をもたらしました。働く場所は問わない、時間も問わない勤務を可能としております。

出産・育児・教育・看護・介護生活と、仕事を両立させる賢い生き方を見つけることが必要でしょう。

副業や兼業を認め、様々な経験を積み、能力を高める効果を期待する企業が広がってきました。働き方改革の促進が加速していきます。新しい労務管理の在り方が様々論じられ法的整備も進むことでしょう。自由な働き方が生まれます。自由は自己責任を伴います。

高齢化社会も速度を増し、人生100年時代を生き抜く知恵が必要になります。

岸田総理大臣が就任し、新資本主義社会を提唱されました。どんな時代になるのでしょうか？識者の発言に耳を傾け、意見交換をしながら方向を見つけ出す必要があることを感じております。

自身の人生を、しっかりマネジメントする必要を痛感しております。それぞれの人が、輝く人生を送れる時代を願っております。

部長 中島 和人

新年、あけましておめでとうございます。

毎年大みそかに放映される紅白歌合戦の視聴は年末年始の楽しみの一つです。この紅白歌合戦について批評家の宇野常寛は著書※¹で、その年に活躍した音楽家がヒットソングを披露する場ではなく、老若男女がノスタルジーを共有する場へと変貌した。といったことを述べています。私も納得です。この郷愁感が暮れ行く年の雰囲気と非常にマッチし、一年も終わりとの感慨を引立てます。

そして宇野はこの例もふまえ、消費が従来の小説、映画等に描かれていた「他人の物語」の消費から、フェスや握手会といった体験としての「自分の物語」の消費と変化しており、「そもそも他人の語る物語に感情移入することの快楽が相対的に支持を失い、自分が直接体験する自分が主役の物語に余暇と所得を傾ける人々がふえていくのだ。」と述べています。起業家の前田裕二も、AKBの人気の理由の一つに、ファンが未完成のアイドルを、自分の応援やアドバイスで成長させていく感覚が持てることとし、それを「自分の物語」の消費と述べています※²。

これは、とても興味深い観点と考えます。私自身が以前掲載した記事の家電購入や旅行購入の折に感じた企業への不満は、「自分の物語」の消費の意向に対する企業側の対応への不満だったのかもしれませんが。

本年も皆様のお役に立てますよう精進してまいります。宜しく申し上げます。

※¹「遅いインターネット」 ※²「人生の勝算」

マネージャー 横尾 泰幸

新年あけましておめでとうございます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

一昨年、昨年とコロナ禍により、仕事や行動において様々な制限を課され、思っていたような生活ができなかった方が多かったと思います。私自身、遠出を控えており、遠方に住む87歳の父親には2年程会えていません。

私の父親は北九州市の小倉という街に住んでいます。私も中学、高校時代を小倉で過ごしました。今から40年ほど前です。当時の小倉は暴力団抗争や繁華街での発砲事件など荒れたイメージがつきまとしており、いつしか“修羅の国”と揶揄されるようになりました。しかし、市民、行政、警察が協力した結果、現在では小倉に暮らす人々の多くは安全安心な街になったと実感しているようです。この様子は、昨年秋にNHKの「クローズアップ現代プラス」で放送されました。

また、北九州市は1960年代には大気汚染等の公害問題においても、地域の婦人会が企業や行政を動かし克服した歴史があります。

北九州市は、2018年にOECDからアジア初となる「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」に、また内閣府からは、他の28自治体とともに全国で初めて「SDGs未来都市」に選定されました。

地域に暮らす人々・企業・行政が同じ目標に向かい団結し行動することの重要性を体現した北九州市を、最近では少し誇らしく思うようになりました。

行政書士 加藤 紀男

新年あけましておめでとうございます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

新年号でのご挨拶は初めてですので、杉浦行政書士事務所の主な業務内容をご紹介します。

主な業務は、建設業（建設業許可申請書、建設業の業種追加、事業年度終了届、各種変更届、経営事項審査申請等）に関する業務と、医療法人（医療法人設立認可申請書、診療所の開設や附帯業務開始のための定款変更認可申請書、役員変更届、診療所開設の際に保健所へ提出する診療所開設許可申請書、開設届等）に関する業務になります。最近は、官公庁が押印廃止を順次進めていることを実感する日々です。

今年の干支は「寅」で「壬寅（みずのえとら）」になります。「壬寅」は厳しい冬を越えて芽吹き始め、新しい成長の礎となる年、といわれています。

また、「寅」は「演」の字が由来していることから「人の前に立つ」という意味があり「成長する年」や「象徴が生まれる年」ともいわれていますし、「寅」は勇猛果敢な動物で厄除けや、「疫病除け」として尊ばれているそうです。

本年も顧問先様のお役に立てますよう精進してまいります。

よろしくお願い申し上げます。

康友会会長

東菱電子株式会社

代表取締役 籠橋 美久

弁護士 長谷川 留美子

あけましておめでとうございます。

私が昭和62年に弁護士登録して以来、まもなく35年が過ぎようとしています。この間法律改正もすさまじく、追いかけるのも大変ですが、皆様にもこのコーナーでお知らせするなど勉強の日々です。

ところで、昨年成立した法律の一つに、相続土地国庫帰属法（相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律）があります。田舎にある親の土地を相続したが、使い道もない、売るにも売れない、といった、いわゆる「負動産」に悩む方がおられます。この法律では、相続人が相続で取得した土地を、国庫に帰属させることを法務大臣に対して承認申請することができます。

このように書くと、さもない法律のように見えますが、実のところそう簡単ではありません。まず、対象となる土地は、更地であること、他人の権利が設定されていないこと、土壤汚染がないこと、境界に争いがないことその他、いろいろな制約があります。また、申請手数料や土地の管理に要する10年分の標準的な費用の額の負担金の納付が必要です。相続人が複数で土地を共有しているときは、全員そろって承認申請しなければなりません。そんな土地は相続したくないと思っても、相続登記をしないで放置すると罰則が科される法律改正もありました。やはり、生前の対策が必要と思います。

本年もよろしく願いいたします。

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、希望の新春を迎えられましたこと、心よりお慶び申し上げます。

昨年も度重なるコロナウィルスの猛威が収まらず、生活に深刻な影響が生じました。一時的には、ワクチン接種が広まり終息の方向に向かうと思われましたが、またもコロナ変異株が昨年末にかけ襲いかかり、コロナ禍に振り回された一年であったと思います。

また、延期されていたオリンピックが無観客で開催され、成功裏に終了しました。

本来ならば、オリンピック開催を機会に景気の上昇を期待し、明るい年度にしたいと誰しもが思われたかと考えます。

一方、一昨年より中国と米国との経済戦争状況が好転せず、世界経済が大きく影響され、収束の兆しが見えない状況であります。

我が国の経済も、かじ取りが大変難しくなってきています。政治力・経済力を駆使し克服しなければなりません。総力を上げて経済支援策を講じて頂き、寄り添うような政治をして頂きたいと思います。特にコロナ禍終息に向けての対策が最優先事項と考えます。

私たち康友会も、この難局を乗り切るべく、皆様と一丸となって更なる発展に役立つよう努力する所存でございます。

本年も皆様方にとってより良い明るい年でありますよう心から祈念し、新年のご挨拶を申し上げます。

確定申告について

葵総合税理士法人 秋山 達也

確定申告が必要となる方

その年（令和3年）の1月1日～12月31日までの間に生じた所得金額の合計額から所得控除の合計額を差し引いた残額に対する税額が一定の税額控除を超える方は、原則その年の翌年（令和4年）2月16日～3月15日までの間に確定申告をしなければなりません。ただし、確定申告書の提出期限が令和4年1月1日以後となる確定申告からは、提出期限を超えたとしても控除しきれない源泉所得税額や予定納税額等がある場合は、この取り扱いから外れます。

確定申告をした方がお得な方

確定申告をする必要がない方について納め過ぎた税額がある場合には、確定申告をすることで税金の還付を受けることができます。これを還付申告といいます。申告期間は上記の翌年2月16日～3月15日にかかわらず、その翌年1月1日から5年間は申告期間になります。ただし、青色申告による最高65万円の控除（55万円又は65万円控除に限る）を適用したいときは、先述した2月16日～3月15日に還付申告をしなければなりません。

なお、確定申告をする必要のないサラリーマンが下記の控除を適用したいときは、原則、還付申告はできますが年末調整の対象となった給与所得以外の所得の申告も必要になります。

- ・医療費控除（多額の医療費を支払った）
- ・寄付金控除（ふるさと納税などの寄附を行った）
- ・雑損控除（災害などにより損害を受けた）
- ・住宅借入金等特別控除（ローンを組んで住宅を購入した【適用初年分】）

令和3年分確定申告から「ふるさと納税」の添付書類が便利に

1.ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、指定を受けた地方公共団体へ行った寄附のうち、2,000円を超える部分の金額を所得税や住民税から控除する制度です。（控除額に限度あり）

2.確定申告をしなくてもよい場合

ふるさと納税は原則、確定申告を通じて適用します。ただし、確定申告をする必要がない方でふるさと納税の寄附先が五ヶ所以内の場合には、寄附先の地方公共団体へ申出を行うことで確定申告をすることなく、同様の効果を受けられます。

これをワンストップ特例制度と言います。特例の適用を受ける方は所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減税という形で控除されます。

3.確定申告時に必要となる書類

ふるさと納税を確定申告で適用するには、寄附先の団体が発行した寄附金受領書が必要になります。ただし、令和3年分の確定申告からは寄附金受領書に代えて、特定事業者が発行した寄附金控除に関する証明書を用いることができます。

特定事業者一覧は下記の通りです。（令和3年11月12日現在）

ポータルサイト名	特定事業者
ふるなび	株式会社アイモバイル
さとふる	株式会社さとふる
楽天ふるさと納税	楽天グループ株式会社
ふるさとチョイス	株式会社トラストバンク
ふるさとパレット	東急株式会社
ふるさとプレミアム	株式会社ユニメディア
ふるさとぷらす	株式会社エスツー
セゾンのふるさと納税	株式会社クレディセゾン
ANAのふるさと納税	全日本空輸株式会社
ふるさと本舗	株式会社ふるさと本舗
三越伊勢丹ふるさと納税	株式会社三越伊勢丹
JALふるさと納税	株式会社JALUX
au PAY ふるさと納税	KDDI株式会社
ふるラボ	朝日放送テレビ株式会社

特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」については、次に掲げる事項を記載する必要があります。

- ・ 寄附者の氏名、住所
- ・ 寄附年月日
- ・ 寄附先の名称及び法人番号
- ・ その年中に仲介した寄附者の寄附総額（年間寄附額）
- ・ 特定事業者が寄附を管理している番号（寄附番号）
- ・ その他参考となるべき事項

4.証明書の利用が便利なケース

特定事業者が運用するポータルサイトを単一利用し、複数の団体へ寄付しているような場合は、発行を1年分まとめて入手できるため紛失や適用漏れのリスク軽減につながります。

出典) 「No.2020 確定申告」国税庁

「令和3年分の確定申告からふるさと納税（寄附金控除）の申告手続が簡素化されます」国税庁

1月の税務・労務

- 4日◇官庁御用始め
- 11日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 20日◇納期の特例を受けた源泉所得税（7月～12月分）の納付
- 31日◇令和3年11月決算法人の確定申告、5月決算法人の中間申告、2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
- ◇令和3年11月決算法人の事業所税申告及び納付
- ◇労働保険料第3期分の納付（労働保険事務組合委託の場合、2月14日）
- ◇源泉徴収票の交付及び提出
- ◇法定調書の提出
- ◇給与支払報告書の提出
- ◇償却資産申告書の提出
- ◇個人住民税第4期分の納付



2月の税務・労務

- 1日◇贈与税の確定申告開始（3月15日迄）
- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 16日◇所得税の確定申告開始（3月15日迄）
◇個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告開始（3月31日迄）
- 28日◇令和3年12月決算法人の確定申告、6月決算法人の中間申告、3月・6月・9月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
- ◇令和3年12月決算法人の事業所税申告及び納付
- ◇固定資産税及び都市計画税第4期分の納付



2022

ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和4年 1月 14日 (金)

令和4年 2月 16日 (水)

令和4年 3月 22日 (火)

弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和4年 1月 14日 (金)

◎休日のお知らせ

R4年 1 月								2 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
						1			1	2	3	4	5	
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	
23	24	25	26	27	28	29	27	28						
30	31													

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

小林浩子 鈴木寛大 鍵谷辰也

近藤陽介 長谷川直明 三宅由里

新年明けましておめでとうございます。

毎年健康に気を付けようと思い、運動をしたり食事に気を付けて生活していますが、なかなか改善されず、健康診断の結果は毎年同じような値です。日々の生活を大きく変えると続かないので、引き続き無理のないように運動を取り入れたり、食生活の改善をして意識しながら生活していきたいと思います。

本年もよろしくお願いいたします。

近藤 陽介